

## 消費者の安全のあり方に関する調査（第10回）議事要旨

日 時：平成15年2月25日（水）15:00～17:30

場 所：商事法務研究会2階A会議室

出席者：廣瀬久和委員長、橋本博之委員、岡田外司博委員、中村民雄委員、丸山絵美子委員  
商事法務研究会：杉山昌樹

議事経過：内閣府より食品安全基本法案についての報告がなされた後、各委員が報告書用原稿の第二次案について報告し、それに関する質疑が行われた。

議事概要：

（内閣府の食品安全基本法案についての報告に関して）

食品安全の確保に関して、一昨年夏から厚生労働省と農水省の検討委員会が行われ、その報告書を受けて昨年4月から6月にかけて閣僚会議が行われ、それらを踏まえて内閣官房が法案作成を行い、食品安全基本法案が12月に公表された。

同法案は、「国民の健康の保護が重要であるという基本的認識の下に食品の安全を確保」すること、「食品の安全性確保のために必要な措置が食品供給工程の各段階において適切に講じられること」、「食品の安全性確保のために必要な措置が国際的動向及び国民の意見を配慮しつつ科学的知見に基づき講じられること」を基本理念として掲げている。そして、それを踏まえ、「関係者の責務・役割」を掲げ、「施策の策定にかかる基本方針」を規定している。

同法案は、食品安全委員会の設置をも目的としており、そのため同委員会の設置法的な規定がおかれている。同委員会の所掌事務としては、食品健康影響評価の実施やそれに基づく勧告や資料提出の要求等が掲げられ、また同委員会の組織としては、7名で構成される（3名は非常勤）といったことが規定されている。

ヨーロッパの場合、経済利益と消費者の健康保護の利益とが衝突したときには後者を優先するという実体的な価値判断まで規定化されているが、今回の食品安全基本法案はそこまでは踏み込んでいないようである。

食品安全委員会が得た情報がどの程度外部に公表されるかについて食品安全基本法案は何も規定していない。ヨーロッパの場合、一定の場合には開示義務が定められており、それと比べると今回の法案は（運用の仕方しだいが変わるにせよ）不十分な感がある。

食品安全委員会の独立性について同法案は規定をおいていない。ヨーロッパやイギリスの場合、組織的独立性や情報の取扱いの独立性が完全にあるいは実質的に確保されている。

(報告書用第二次原稿について)(今回の会合での報告順)

#### 1. 中村委員担当部分「第5章 比較制度分析(I): EU・イギリスの法制度からの示唆」

前回の原稿と大筋は同じだが、若干書き加えたところがある。

公法的な規制に関しては、EU やイギリスの特色として、欧州食品安全庁や食品基準局の独立性が完全になくし実質的に確保されていること、情報開示義務など透明性の確保が重視されていることが挙げられる。また、リスク・コミュニケーションに関して、国際的な情報交換の制度的仕組みができつつあることも特徴のひとつであり、それとの関連で、トレーサビリティが最近議論されるようになり、生産から食卓までの情報の保存の仕組みが検討されている。さらに、ヨーロッパの特徴として重要なのが予防原則であり、実体的な価値判断として、経済利益よりも消費者の健康保護を優先するという原則が存在する。

私法的な規制に関しては、1985年の製造物責任指令の1999年改正(製造物の定義に第一次農産物が含まれるようになった)の経緯について、新たな資料に基づいて書き加えた。

ヨーロッパでは、とにかく食品は安全でなければならないという傾向が強く、それが公法的規制だけでなく、製造物責任など私法の領域にまで及んできている。それに伴い過失責任や欠陥責任の議論にも変化が及んでくるように思われ、また各国法でどのように受容されるかもフォローされる必要があると思われる。

専門家をリスク評価においてどのように関与させるかについては、専門的知見を有する人をどのようにに任用するか、地理的範囲の面で公正な組織にどのようにするかという問題があり、EU やイギリスではそれらに対処するための仕組みを築いている。

#### 2. 廣瀬委員長担当部分「第7章 提言」

製品安全との関係で、予防接種の判決例が示唆に富むと思われる。医者 の注意義務違反を捉える考え方、組織としての過失を捉える考え方、国賠法2条により実質的に損失補償を行うという考え方の3種類があると思われる。損失補償と考える場合、それが税金でまかなわれることとの関係が問題となるが、予防接種法による予防接種や水道法による水道水供給による事故が問題になる場合、法律の根拠がある行政活動であるため、税金の問題には比較的なじみやすい。

当研究会では情報の流通の重要性がしばしば指摘されており、報告書の中でも「基本理念」の部分で重要問題として取り上げることにする。

私法的責任に関して、サービスの場合は、欠陥責任を導入しても、それがどの程度過失責任と違いがあるのかは明確でなく、欠陥責任とすることに懐疑的な見方をすることもありうる。

(閉会)

今回で、「消費者の安全のあり方に関する調査」研究会は終了となる。